

事例番号:370030

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 6 日

8:35 高位破水のため搬送元分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 6 日

10:30 陣痛発来

10:47 完全破水、臍帯脱出あり

10:49- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

11:25 臍帯脱出のため当該分娩機関に母体搬送となり入院

超音波断層法で胎児心拍数 30 拍/分の徐脈を確認

11:45 臍帯脱出、胎児機能不全のため帝王切開により児娩出、骨盤位

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 6 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.36、BE -8.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バグゲ・マスク、チューブ・バグゲ)、胸骨圧迫、気管挿管、アトレンソリン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 19 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、臍帯脱出による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 臍帯脱出の関連因子は認められない。

(3) 臍帯脱出の発症時期は、妊娠 36 週 6 日 10 時 47 分頃であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関において妊娠 36 週 6 日に高位破水と診断し入院管理としたこと、および入院後の対応(分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。

(2) 臍帯脱出を確認した後の対応(内診指で児頭を挙上、酸素投与、子宮収縮抑

制剤の急速投与)は一般的である。

- (3) 臍帯脱出が認められ、経膣分娩は困難で高次医療機関での緊急帝王切開が必要と判断し、当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。
- (4) 当該分娩機関における母体搬送到着後の対応(超音波断層法実施、超音波断層法で胎児心拍数 30 拍/分を認めたため緊急帝王切開を決定したこと、内診指で児頭挙上を継続しながら帝王切開の準備をしたこと)は一般的である。
- (5) 帝王切開決定から 20 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、アドレナリン注射液投与)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

臍帯脱出時は臍帯還納を試みないことが望ましい。

【解説】本事例では、妊娠 36 週 6 日臍帯脱出が認められた後に、用手経膣的に児頭を挙上し、直ちに母体搬送を決定している。しかし、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、医師が臍帯脱出を確認した際に臍帯還納を試みていたとの回答があり、10 時 55 分にも用手的に臍帯還納を試みたとされている。「産婦人科診療がトライル-産科編 2023」によると、臍帯脱出時には、児娩出直前までの間、用手経膣的に先進部を挙上し続ける(推奨レベル C)と記載されているが、臍帯還納は成功する可能性が低く、臍帯血管を収縮させて、さらに血流を障害するとの意見があると記載されていることから、臍帯脱出時は臍帯還納を試みないことが望ましい。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。